

平成22年度 財政健全化法に基づく公営企業の資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により平成22年度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり公表します。

資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	平成22年度	平成21年度	
小国町外一ヶ町公立病院組合 病院事業会計	— (△80.4)	— (△79.1)	20.0

備考

- 1 資金不足がないため「－（ハイフン）」で表示しています。
- 2 （ ）内は、資金剰余額の比率を△で表示しています。

【用語の説明】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 資金不足比率

公営企業の資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すものです。

※ 資金不足額

流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起した地方債の現在高 － 流動資産

※ 事業の規模

営業収益（医業収益）の額 － 受託工事収益の額